



(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔省 令〕

○更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令 (法務二七)

〔告 示〕

○個人向け国債の発行等に関する省令  
第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件 (財務一八二)

○著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件 (文化庁四四〇四九)

○低騒音型建設機械の指定に関する件 (国土交通六五七)

〔官庁報告〕

財 政

未来につながる地域社会に向けた地方  
税財政改革についての意見 (総務省)

〔公 告〕

諸 事 項

官 庁

基本測量関係事項関係

裁 判 所

破産、免責、再生関係

特 殊 法 人 等

料金の額及び徴収期間の変更 (東日本  
本高速道路株式会社・中日本高速道  
路株式会社)、企業年金基金設立関  
係

地 方 公 共 団 体

行旅死亡人関係

会 社 そ の 他

会社決算公告

三 三 六 五

三 三 六 五

省 令

○法務省令第二十七号

更生保護法 (平成十九年法律第八十八号 第八十七条第一項 (売春防止法 (昭和三十一年法律第十八号) 第三十一条の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定に基づき、更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月二十九日

更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令

更生保護委託費支弁基準 (平成二十年法務省令第四十一号) の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定 (以下「対象規定」という) は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

法務大臣 金田 勝年

改 正 後

(この省令の趣旨)

**第一条** 更生保護法（以下「法」という。）第八十五条（売春防止法第三十一条の規定によりみなして適用する場合を含む。以下同じ。）第三項の規定に基づく委託によつて生ずる費用の支弁については、この省令の次条から第十九条までに定めるところによる。

（補導援護費）

**第三条** 法第八十五条第一項本文の規定によりとる措置のうち、次の各号に掲げるものに要する費用の支弁は、被保護者一人一日につき百四十六円とする。

（一）四 略

五 規則第百七十七条において準用する規則第五十七条の規定による措置。ただし、法第八十五条第一項に規定する生活指導として行う依存性薬物に対する依存の改善に資する訓練（以下「薬物依存回復訓練」という。）を除く。

（六）七 略

（委託事務費）

**第六条** 宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。

東京都の区 存する地域	町田市 横浜 市 川崎市 市 豊田市 大阪 市	さいたま市 千葉市 国立 市 八王子市 名古屋市	神戸市	小田原市 大 津市 京都市 堺市 奈良 市 広島市 福岡市	仙台市 ひた ちなか市 宇 都宮市 甲府 市 静岡市 岐阜市 岡崎 市 津市 泉 佐野市 和歌 山市
四、一一九円	四、〇一九円	三、九九四円	三、九一九円	三、八六九円	三、七六八円

札幌市 栃木 市 前橋市 新潟市 富山 市 金沢市 福井市 長野 市 松本市 豊橋市 姫路 市 岡山市 徳島市 北九 州市 長崎市	上記以外の市 町村	三、六九三円	三、六一八円
--	--------------	--------	--------

改 正 前

(この省令の趣旨)

**第一条** 更生保護法（以下「法」という。）第八十五条（売春防止法第三十一条の規定によりみなして適用する場合を含む。以下同じ。）第三項の規定に基づく委託によつて生ずる費用の支弁については、この省令の次条から第十七条までに定めるところによる。

（補導援護費）

**第三条** 法第八十五条第一項本文の規定によりとる措置のうち、次の各号に掲げるものに要する費用の支弁は、被保護者一人一日につき百四十六円とする。

（一）四 略

五 規則第百七十七条において準用する規則第五十七条の規定による措置。ただし、法第八十五条第一項に規定する生活指導として行う規制薬物等に対する依存の改善に資する訓練（以下「薬物依存回復訓練」という。）を除く。

（六）七 略

（委託事務費）

**第六条** 宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。

東京都の区 存する地域	町田市 横浜 市 川崎市 市 豊田市 大阪 市	さいたま市 千葉市 国立 市 八王子市 名古屋市	神戸市	小田原市 大 津市 京都市 堺市 奈良 市 広島市 福岡市	仙台市 ひた ちなか市 宇 都宮市 甲府 市 静岡市 岐阜市 岡崎 市 津市 泉 佐野市 和歌 山市
四、一一四円	四、〇一四円	三、九八九円	三、九一四円	三、八六四円	三、七六四円

札幌市 栃木 市 前橋市 新潟市 富山 市 金沢市 福井市 長野 市 松本市 豊橋市 姫路 市 岡山市 徳島市 北九 州市 長崎市	上記以外の市 町村	三、六八八円	三、六一三円
--	--------------	--------	--------

2 十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、北海道その他の寒冷の地域について、委託先の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

旭川市 帯広市 北見市	札幌市 釧路市 網走市	函館市	青森市 盛岡市 秋田市 山形市 長野市 松本市
一六九円	一五〇円	一四四円	一一四円

3 (略)

4 認可事業者が、第三条に規定する措置の委託を受けるため、被保護者の自立を支援する業務を補助する賃金職員を更生保護施設に配置したときは、一人一日につき五千九百五十一円を支弁する。

第七条 (略)

2 認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、福祉に関する専門的知識を有する職員(以下「福祉職員」という。)を指定施設に配置したときは、委託事務費として、前条に規定するもののほか、当該指定施設の所在地の区分に応じ、福祉職員一人一月につき次の額を支弁する。

東京都の区 存する地域	町田市 横浜市 川崎市 豊田市 大阪市	さいたま市 千葉市 国立市 八王子市 名古屋市	神戸市	小田原市 大津市 京都市 堺市 奈良市 廣島市 福岡市	仙台市 ひたちなか市 宇都宮市 甲府市 静岡市 岐阜市 岡崎市 津市 泉佐野市 和歌山市
五三五、四三六円	五一八、〇六〇円	五一三、七一六円	五〇〇、六八四円	四九一、九九七円	四七四、六二一元

札幌市 栃木市 前橋市 新潟市 富山市 金沢市 福井市 長野市 松本市 豊橋市 姫路市 岡山市 徳島市 北九州市 長崎市	上記以外の市町村
四六一、五八九円	四四八、五五七円

2 十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、北海道その他の寒冷の地域について、委託先の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

旭川市 帯広市 北見市	札幌市 釧路市 網走市	函館市	青森市 盛岡市 秋田市 山形市 長野市 松本市
一六九円	一四九円	一四四円	一一四円

3 (略)

4 認可事業者が、第三条に規定する措置の委託を受けるため、被保護者の自立を支援する業務を補助する賃金職員を更生保護施設に配置したときは、一人一日につき五千九百四十六円を支弁する。

第七条 (略)

2 認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、福祉に関する専門的知識を有する職員(以下「福祉職員」という。)を指定施設に配置したときは、委託事務費として、前条に規定するもののほか、当該指定施設の所在地の区分に応じ、福祉職員一人一月につき次の額を支弁する。

東京都の区 存する地域	町田市 横浜市 川崎市 豊田市 大阪市	さいたま市 千葉市 国立市 八王子市 名古屋市	神戸市	小田原市 大津市 京都市 堺市 奈良市 廣島市 福岡市	仙台市 ひたちなか市 宇都宮市 甲府市 静岡市 岐阜市 岡崎市 津市 泉佐野市 和歌山市
五三四、七一四円	五一七、三七九円	五一三、〇四六円	五〇〇、〇四四円	四九一、三七八円	四七四、〇四三元

札幌市 栃木市 前橋市 新潟市 富山市 金沢市 福井市 長野市 松本市 豊橋市 姫路市 岡山市 徳島市 北九州市 長崎市	上記以外の市町村
四六一、〇四二円	四四八、〇四二円

3 十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、北海道その他の寒冷の地域について、指定施設の所在地の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

旭川市 帯広市 北見市	札幌市 釧路市 網走市	函館市	青森市 盛岡市 秋田市 山形市 長野市 松本市
円 三〇、六三一	円 二七、一二五	円 二六、一七三	円 二〇、六六九

4 認可事業者が、第一項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、指定施設に、宿日直業務の賃金職員を配置したときは一人一日につき五千九百五十一円を、生活介助等業務の補助のための賃金職員を配置したときは一人一時間につき千六十九円を、それぞれ支弁する。

5 (略)

第七条の二 前条第二項及び第三項の規定は、認可事業者が、依存性薬物に対する依存がある被保護者に対し委託を受けて当該依存からの回復に重点を置いた法第八十五条第一項本文の規定に基づく措置を行うため、その回復に関する専門的知識を有する職員(以下「薬物専門職員」という。)を当該措置を行う施設として法務大臣が指定する施設(以下「重点施設」という。)に配置したときに準用する。この場合において、前条第二項中「福祉に関する専門的知識を有する職員(以下「福祉職員」という。）」とあるのは「薬物専門職員」と、「指定施設」とあるのは「重点施設」と、「福祉職員」とあるのは「薬物専門職員」と、同条第三項中「指定施設」とあるのは「重点施設」と、「前項」とあるのは「次条第一項において準用する第二項」と読み替えるものとする。

2 認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、重点施設に、宿日直業務の賃金職員を配置したときは一人一日につき五千九百五十一円を支弁する。

3 (略)

(宿泊場所を供与しないで行う措置の委託)

第十五条 更生保護事業法の規定により更生保護事業を営む者その他の適当な者に対して、宿泊場所を供与しないで行う措置を委託する場合における費用の支弁については、次条から第十九条までに定めるところによる。

(薬物依存回復プログラム費)

第十八条 法第八十五条第一項に規定する生活指導として行う依存性薬物に対する依存を改善するための回復プログラムの措置を委託したときは、これに要する費用の支弁は、被保護者一人一日につき千二百七十三円とする。

(生活相談支援費)

第十九条 更生保護施設退所後の生活相談支援として行う第三条各号に掲げる措置を委託したときは、これに要する費用の支弁は、被保護者一人一日につき百四十六円とする。

3 十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、北海道その他の寒冷の地域について、指定施設の所在地の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

旭川市 帯広市 北見市	札幌市 釧路市 網走市	函館市	青森市 盛岡市 秋田市 山形市 長野市 松本市
円 三〇、五七〇	円 二七、〇七〇	円 二六、一一〇	円 二〇、六二七

4 認可事業者が、第一項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、指定施設に、宿日直業務の賃金職員を配置したときは一人一日につき五千九百四十六円を、生活介助等業務の補助のための賃金職員を配置したときは一人一時間につき千六十八円を、それぞれ支弁する。

5 (略)

第七条の二 前条第二項及び第三項の規定は、認可事業者が、規制薬物等に対する依存がある被保護者に対し委託を受けて当該依存からの回復に重点を置いた法第八十五条第一項本文の規定に基づく措置を行うため、その回復に関する専門的知識を有する職員(以下「薬物専門職員」という。)を当該措置を行う施設として法務大臣が指定する施設(以下「重点施設」という。)に配置したときに準用する。この場合において、前条第二項中「福祉に関する専門的知識を有する職員(以下「福祉職員」という。）」とあるのは「薬物専門職員」と、「指定施設」とあるのは「重点施設」と、「福祉職員」とあるのは「薬物専門職員」と、同条第三項中「指定施設」とあるのは「重点施設」と、「前項」とあるのは「次条第一項において準用する第二項」と読み替えるものとする。

2 認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、重点施設に、宿日直業務の賃金職員を配置したときは一人一日につき五千九百四十六円を支弁する。

3 (略)

(宿泊場所を供与しないで行う措置の委託)

第十五条 更生保護事業法の規定により更生保護事業を営む者その他の適当な者に対して、宿泊場所を供与しないで行う措置を委託する場合における費用の支弁については、次条及び第十七条に定めるところによる。

(条を加える。)

(条を加える。)

〔補導援護及び応急の救護についての準用〕  
**第二十條** 第三條、第七條第一項、第八條、第十三條、第十四條、第十六條から前條までの規定は法第六十一條第二項（売春防止法第二十六條第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく補導援護の委託によつて生ずる費用に、第四條から第十二條まで（第七條第一項、第八條及び第十條を除く。）の規定は法第六十二條第三項（売春防止法第二十六條第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく応急の救護の委託によつて生ずる費用について、それぞれ準用する。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

告

示

○財務省告示第百八十二号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四條第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十九年六月二十九日

財務大臣 麻生 太郎

（別表）

国債の名称 個人向け利付国庫債券 (固定・三年)	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
第五十回	第四十九回	五千七百三十万円	五千七百二十六万八千六百元
第五十一回	第五十回	四千五百三十三万円	四千五百三十三万八千三百四十円
第五十二回	第五十一回	三千八百三十三万円	三千八百一十一万八千八百二十二円
第五十三回	第五十二回	四千九百八十五万円	四千九百八十二万六千七百七十六円
第五十四回	第五十三回	六千九百一十万円	六千八百九十八万二千五百十四円
第五十五回	第五十四回	三千二百五十万円	三千二百三十三万七千二百三十六円
第五十六回	第五十五回	四千八百八十五万円	四千八百八十三万五千五百五十六円
第五十七回	第五十六回	一億八百八十五万円	一億八百八十万六千六百五十四円
第五十八回	第五十七回	一億六千六百三十五万円	一億六千六百二十八万三千七百三十二円
第五十九回	第五十八回	一億九百七十五万円	一億九百七十七万二千三百零八円

〔補導援護及び応急の救護についての準用〕  
**第十八條** 第三條、第七條第一項、第八條、第十三條、第十四條、第十六條及び前條の規定は法第六十一條第二項（売春防止法第二十六條第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく補導援護の委託によつて生ずる費用に、第四條から第十二條まで（第七條第一項、第八條及び第十條を除く。）の規定は法第六十二條第三項（売春防止法第二十六條第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく応急の救護の委託によつて生ずる費用について、それぞれ準用する。

第五十九回	第六十回	二億百八十六万円	二億百七十七万九千五百九十二円
第六十回	第六十一回	五千六百五十五万円	五千六百五十二万七千四百八十四円
第六十一回	第六十二回	一億千五百二十三万円	一億千五百十八万四千四百八円
第六十二回	第六十三回	三千五百万円	三千三百八十三千二百二元
第六十三回	第六十四回	五千七百五十六万円	五千七百五十三万七千七百八十四円
第六十四回	第六十五回	一億二千三百五十五万円	一億二千三百五十万七千七百九十四円
第六十五回	第六十六回	一億千八百八十一万円	一億千八百七十六万二千七百二十九円
第六十六回	第六十七回	四千二百十五万円	四千二百十三万三千二百二十円
第六十七回	第六十八回	六千五百十六万円	六千五百十三万四千六十二円
第六十八回	第六十九回	一億千八百九十四万円	一億千八百八十九万二千六百二十八円
第六十九回	第七十回	九億三千二百二十九万円	九億三千百九十一万八千五百九十二円
第七十回	第七十一回	十七億二百二十二万円	十七億百五十四万八千四百十六円
第七十一回	第七十二回	七億三千五百九十六万円	七億三千五百六十六万七千七百五円
第七十二回	第七十三回	九百五十万円	九百四十九万六千五百五十五円
第七十三回	第七十四回	六百万円	五百九十九万七千九百六十二円
第七十四回	第七十五回	千三百万円	千二百九十九万六千三百五十二円